

平成27年度

各役員を紹介します！

平成27年度の各役員(区長・各地区公民館・消防団・交通指導員)が決まりました。役員の皆さまには、それぞれ町・地域の安全と発展にご尽力をいただくことになります。

区長 ～行政と住民のパイプ役～

平成27年度の区長が、各行政区から推薦され決まりました。区長の仕事は、行政と住民とのパイプ役となっただけ、住みよい町・地域づくりのため、先頭に立って町・地域の行事を進めていただきます。

※区長会役員構成については、6月号でお知らせします。

行政区	氏名	行政区	氏名	行政区	氏名			
1 黨	小樽 光平	14	阿保 町 須永 均	20	三 軒 成田 國廣			
	石倉 雅美		横 町 坂本 和俊		奥山 隆			
2 金上 大澤 成吉	阿部 甚一		長浜 町 須永 辰巳		21	久保新田	塚本 房雄	
	福田博太郎	齋藤 強	飯島 剛史					
	轟 峯幸	立野 木村 毅	22	西原町西			阿久戸孝一	
3 内出 中里 一	立野南 滝澤 修	23			一丁目	塚本 和美		
	西金 松崎 孝吉		須賀 久夫	佐藤 幸弘				
4 勝一 塚越 忠	久城 山口 源治	16	本郷一	24	二丁目	田村 幸男		
	勝二 瀬下 高志					加藤 幸夫	齊藤 奨	
5 原一 清水 福次	本郷二 岡田 政雄					17	京塚	25
	原二 並木 博	佐久間 博	羽賀 康雄					
6 天神 赤沼 正博	本郷三 木村 雅敏	18	古新田	26	四丁目			
	7 堀込 澤本 一幸					丸山 等	27	五丁目
仁井田利平						石井 幸直		
8 屋敷 本藤 正壽	酒井 好夫	19	三田	28	宮本町	伊藤千代光		
	9 東宮十八軒四軒家 島田 政司					丸岡 一美	29	東町
中・南五明 安藤 正美						大塚 英一		
上郷 松井 健司		相川 文夫	鈴木 重男					
10 宮 紙田 晴夫	下郷 坂本 俊雄	20	古新田	21	五丁目	内田 作治		
	久保 小林 義明					梅原 克嗣	江上 誠	
	東大北 柰 治男					上原 昭夫	小林 啓志	
11 東大南 吉野 隆夫	西大御堂 坂本 清美	21	三田	22	宮本町	山下 睦己		
	12 寺西・新堀 戸矢 活夫					小淵 清次	23	八町河原
並木・沖 浅見 敏朗						秋山 恒昭		
13 岡・東堤 植井 英雄	田中・石倉・丹蔵 戸矢 建作	22	三田	23	一丁目	萩原 顯		
						堀之内 木村 信雄	山口鹿之助	金子 一男

各地区公民館

～地域活動の拠点のまとめ役～

平成27年度の各地区公民館長が決まりました。4月1日付けで、七本木公民館長に横尾邦雄氏、上里東公民館長に戸口吉雄氏が新しく任命されました。

各地区公民館長	
中央	木村 隆之
賀美	岡芹 孝行
長幡	赤見 省三
七本木	横尾 邦雄
上里東	戸口 吉雄
神保原	坪山 正昭



横尾 邦雄氏



戸口 吉雄氏

消防団

～町民を火災・災害から守る～

平成27年度の上里町消防団本部役員が決まりました。前第四分団長・木暮哲也氏が退団し、後任に山田英之氏が任命されました。

消防団本部役員	
団 長	高橋 光晴
副 団 長	金井 修一
第 一 分 団 長	大澤 賛治
第 二 分 団 長	松本 宏一
第 三 分 団 長	黛 浩之
第 四 分 団 長	山田 英之



高橋 光晴氏

交通指導員

～町の安全を守る～

交通指導員に4月1日付けで、保坂孝市氏、江口正夫氏が再任されました。引き続き町・地域交通行政にご尽力いただきます。

交通指導員		
江口 正夫	金杉 記明	田村 四男
佐藤 幸弘	並木 康尋	甲野 寛
保坂 孝市	養田 房雄	

ご存知ですか？

「民生委員・児童委員」

～広げよう 地域に根ざした 思いやり
5月12日は「民生委員・児童委員の日」～

民生委員・児童委員とは、『民生委員法』により地域福祉を推進する無報酬のボランティアで、厚生労働大臣の委嘱を受けた県の非常勤特別職の地方公務員です。児童福祉法により児童委員を兼ねることが定められており、一般的には民生委員・児童委員または民生児童委員とも呼ばれています。相談内容の秘密は固く守られます。なお、民生委員・児童委員（62人）のなかに児童問題を専門に担当する主任児童委員（3人）がいます。



問合せ…町民福祉課社会福祉係 【☎35-1224】

行政相談員の委嘱

～身近な相談相手～

4月1日付けで、五味一義氏と橋爪洋一氏が行政相談員として総務大臣から委嘱されました。

行政相談員は住民の皆さんから広く行政（役所）に対する苦情や意見・要望などをお聴きして、解決を促進するとともに、それらの意見をもとに行政運営の改善を進めることを仕事としています。

【定例相談】

日 時…偶数月の第1木曜日
午後1時30分～午後4時

会 場…上里町

コミュニティセンター
問合せ…町民福祉課社会福祉係
【☎35-1224】

税金に関するお知らせ

5月は自動車税の納期です

忘れずに、6月1日(月)までに納めましょう。納税通知書は、5月7日(木)以降、お手元に届く予定です。

自動車税全般に関すること、住所変更・納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、自動車税コールセンター【☎050-3786-1222】にご連絡ください。

※自動車税収入額の一部は、「彩の国みどりの基金」【☎048-830-3140】に積み立て、県内のみどりの保全や創出などに活用させていただいています。

障害者等に対する軽自動車税の減免

障害の等級など一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税の減免が受けられる場合があります。

【対象】

① 障害者等または障害者等と生計を共にする者(障害

者等のみで構成される世帯の場合、障害者等を常時介護する者を含む)が運転する軽自動車等にかかわる軽自動車税(二人の障害者等について一台の減免となります。)

② その構造が専ら障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等にかかわる軽自動車税

【申請期限】

6月1日(月)まで

【準備】

① 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか

② 納税通知書

③ 運転免許証

④ 印鑑

⑤ 自動車検査証

問合せ：税務課資産税係

【☎35-1220】

納税推進コールセンターを開設しています

町では、町税が未納の方に
対し、委託民間会社から
電話で未納のお知らせを行
い、早期の納付を呼びかけ

ています。コールセンターでは必ず「上里町納税推進コールセンターの〇〇です」と名乗り納め忘れの税目、税額などを確認します。

コールセンターでは次のよう

なことは決して行いません

① 直接現金を取りに伺う

② 金融機関や口座を指定し、振込みを依頼する

③ ATMによる振込み操作

を指示する

納税相談窓口 休日開庁・夜間開庁のお知らせ

◆5月の開庁日 ○休日(午前8時30分～正午) **5月10日(日)**
○夜間(午後8時まで) **5月25日(月)**

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

◆窓口・問合せ…税務課収税係【☎35-1221内線1121～1125】

固定資産税第1期と軽自動車税の納期限は6月1日(月)です
納税には便利な口座振替をご利用ください

【国民年金にはいるとき】

こんなとき	手続きの内容	届出先
20歳になったとき	国民年金の加入の手続き	第1号被保険者…お住まいの市区町村 第3号被保険者…配偶者の勤務先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続き	お住まいの市区町村
結婚や退職で配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者への種別変更の手続き	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続き	お住まいの市区町村
扶養されている配偶者の会社が変わった時	引き続き第3号被保険者となる手続き	配偶者の新しい勤務先

【国民年金保険料を納めるとき】

こんなとき	手続きの内容	届出先
口座振替をしたい(やめたい)	口座振替(辞退)依頼書を提出する	金融機関または年金事務所
クレジットカードで納付したい	クレジットカード納付(辞退)申出書を提出する	お住まいの市区町村または年金事務所
納付書を紛失してしまった	納付書を再発行してもらう	年金事務所
保険料を納めるのが困難なとき	免除や若年者猶予の申請をする	お住まいの市区町村
学生で保険料を納めることができないとき	学生納付特例の申請をする	お住まいの市区町村

人生の節目には国民年金の届出を!

20歳から60歳になるまでの40年間は全員の方が年金に加入します。職業などにより、加入の種類は3つ【第1号被保険者(自営業者など)・第2号被保険者(会社員や公務員)・第3号被保険者(会社員等の被扶養配偶者)】に分かれます。結婚や就職などにより加入の種類が変わるときは年金の届出が必要です。

国民年金コーナー

No.357

問合せ：健康保険課医療年金係【☎35-1222】

熊谷年金事務所【☎048-522-5012】

課税（非課税）証明書・所得証明書の発行について

6月10日(水)（予定）に「平成27年度町民税・県民税納税通知書」を納税義務者あてに発送します。**平成27年度（平成26年分）**の課税（非課税）証明書・所得証明書は、住民税の賦課決定後の発行となりますので、6月10日(水)から発行開始予定となります。



町・県民税（住民税）の申告は正しくお早めに

住民税は、その年の1月1日現在の住所地で、前年中の所得等に基づいて課税されます。つまり、平成27年度の住民税は平成26年中の所得等に基づいて課税されることとなります。

住民税の申告は、住民税の課税資料として使用されるほか、国民健康保険税やその他各種保険料、保育料、各種福祉年金・手当などの基礎資料になります。

また、住民税に関する諸証明交付の資料になるものです。平成27年度分（平成26年中）の住民税の申告がまだお済みでない方は、税務課窓口（1階⑫番）にてお早めに申告してください。

※申告の状況により所得税等が納付または還付になる場合は、本庄税務署で確定申告をする必要があります。

■申告が必要な方

平成27年1月1日に上里町に住んでいた方は申告が必要です。ただし、次の方は原則申告の必要はありません。

- ①税務署に所得税の確定申告書を提出された方
- ②前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から上里町へ給与支払報告書が提出されている方
- ③前年中の所得が公的年金のみで、所得控除の追加を希望されない方
- ④前年中の合計所得金額が住民税均等割非課税基準（扶養親族等がない場合は28万円）以下の方

■申告に必要なもの

- ①印鑑（認印可）
- ②収入金額等を証明するもの（源泉徴収票や支払調書等）
- ③各種控除を受けるための必要書類（控除証明書や領収書等）

※平成26年中収入（所得）がなかった方は、「印鑑」のみをお持ちください。

※上記に該当する方（例えば、収入（所得）のない方や、遺族年金・障害年金などの非課税収入があった方、住民税の申告の必要のない扶養親族になっている方など）であっても、申告されていないと各種保険料（税）の軽減や各種減免措置が受けられなくなるなどの影響がありますのでご注意ください。また、平成27年度（平成26年分）の課税（非課税）証明書または所得証明書が必要な方も申告が必要です。

個人住民税の納税方法について

個人住民税の納付方法は、①給与特別徴収、②普通徴収、③年金特別徴収があります。「給与特別徴収」とは、給与支払者（事業主）が毎月の給与から住民税を差し引き、従業員に代わって市町村に納入する制度です。

県と県内全市町村は、「給与特別徴収」を徹底する取り組みを行っており、平成27年度から原則全ての給与支払者（事業主）を特別徴収義務者に指定します。これに伴い、これまで指定されなかったお勤めの会社が指定を受けた場合には、皆さま（従業員）の住民税の納税方法が「普通徴収」から「給与特別徴収」に変更になります。（平成27年度住民税を給与特別徴収の方法で納めていただく方については、5月11日(月)（予定）に勤務先へ「特別徴収税額の決定通知書」を発送しますので、勤務先から通知書をお受け取りください。）

《給与特別徴収と普通徴収の納付方法の違い》

◆給与特別徴収

会社等が6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給与から差し引いて納税する方法です。

◆普通徴収

個人が通常6月、8月、10月、12月の4回に分けて、納付書や口座振替により納税する方法です。

問合せ…税務課住民税係【☎35-1221内線1131~1133】